明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件（総務二九一）　一
○除籍が滅失した件（法務二六〇）　二
○日本国に帰化を許可する件（同二六一）　二
○保安林の指定をする件（農林水産二二七八～二二八五）　三
○鉱業法の一部を改正する等の法律附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二条の規定による廃止前の石油及び可燃性天然ガス資源開発法第十九条第一項の規定に基づき、石油資源開発株式会社の実施した西子吉川ＳＫ－一Ｄ号井に係る探鉱により発見された油層に属する地下の部分を認定した件（経済産業一七三）　五
○構造設計に関し建築士法第十条の二第一項第一号に掲げる一級建築士と同等以上の知識及び技能を有する一級建築士等を定める件（国土交通七三二）　六
○風蓮湖鳥獣保護区を指定した件（環境六八）　六
○風蓮湖特別保護地区を指定した件（同六九）　六
○道路に関する件（関東地方整備局三四二）　六
○道路に関する件（中部地方整備局一四二～一四四）　六
○登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（近畿地方整備局一六九）　七
○登録住宅性能評価機関の評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名等を変更した件（同一七〇）　七
○道路に関する件（北海道開発局八三、八四）　八
○都市計画に関する件（同八五、八六）　八

〔人事異動〕

内閣法制局　財務省　最高裁判所　新潟県　大阪府　兵庫県　福岡県　千葉市　神戸市　広島市　福岡市　九

〔官庁報告〕

官庁事項

石巻地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（農林水産省）　一〇

産業

日本工業規格（経済産業省）　一〇

〔地方自治事項〕

諸事項

〔公告〕

官庁

財団、金融商品取引業者営業保証金取戻し、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出、建設業の許可の取消処分関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一二

特殊法人等

平成二十四年度厚生労働省共済組合の決算関係　二九

会社その他　三〇

告示

○総務省告示第二百九十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十八第一項第二号ロ及び第七項、第四十九条の二十九第一項第二号ハ及び第七項並びに別表第三号44及び45の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百二十五号（広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月二十二日

総務大臣　新藤　義孝

第一項第二号(一)に次のように加える。

(4)　(1)から(3)までの複数の搬送波を一の送信装置から同時に発射するもの

ア　同時に発射する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波に関する(1)から(3)までの許容値を満たすこと。

イ　同時に発射する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、各搬送波に関する(1)から(3)までの許容値（複数の搬送波のうち、一の搬送波に関する(1)の帯域、(2)の帯域又は(3)の帯域と他の搬送波に関する(1)の帯域、(2)の帯域又は(3)の帯域が重複する場合にあっては、当該一の搬送波に関する(1)から(3)までの許容値又は当該他の搬送波に関する(1)から(3)までの許容値）を満たすこと。

第一項第三号中「強度」の下に「の許容値」を加え、同号(一)の表の注を次のように改める。

注1　fの単位はMHzとする。

2　一の送信装置から複数の搬送波を同時に発射する送信装置にあっては、次に掲げる許容値を満たすこと。

(一)　同時に発射する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数より低い周波数の搬送波のチャネル間隔（搬送波の周波数を使用する無線局の無線設備のチャネル間隔をいう。以下同じ。）に応じたこの表の許容値を満たすこと。